

インバウンド対応力強化支援事業（車両に設置する表示機器の導入）
補助金交付要綱

8 公東観産観第 314 号

令和 8 年 8 月 31 日

（通則）

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施するインバウンド対応力強化支援事業（車両に設置する表示機器の導入）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この補助金は、東京都内の観光タクシー事業者及び観光バス事業者の車両に設置する表示機器の導入による多言語対応を支援することにより、広く東京を訪れる外国人旅行者の受入環境を整備し外国人旅行者が円滑に観光できるようにすることを目的とする。

（補助事業者）

第 3 条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人とする。

（１）第 4 条に定める観光タクシー事業者。

（２）第 5 条に定める観光バス事業者。

2 ただし、次の各号に該当する団体又は個人は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

（１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）。

（２）法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

（３）国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などから補助事業の交付決定取消し等を受けたもの、又は法令違反等不正の事故を起こしたもの。

（４）国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などによる補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について、当該補助事業所定の財産処分期間内に処分を行ったことで不当に利益を得たもの。ただし、災害等やむを得ない理由による処分の場合を除く。

（５）過去 5 年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあたっては代表者も含む）。

（６）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの。

（７）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの。

- (8) 都税その他租税の未申告又は滞納があるもの（猶予を受けている場合を除く）。
- (9) 東京都又は東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの。
- (10) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの（補助金申請後、実績報告時までには営業許可を受ける予定のあるものを除く）。
- (11) 事業の停止処分を受けているもの。
- (12) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等。
- (13) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと財団理事長（以下「理事長」という）が判断するもの。

第4条 補助金の交付の対象となる観光タクシー事業者（以下「補助対象観光タクシー事業者」という。）は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者であって、東京都内で、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第2条第1項又は同法施行規程第2条第3号に該当する事業を実施している観光タクシー事業者であって、事業の停止処分等を受けていないこと。
- (2) (1) に該当する事業者が使用し、都内に使用の本拠の位置があり、申請日時点で国土交通省関東運輸局に一般車両として登録されている次のいずれかの車両を有していること。
 - ア 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー車両
 - イ 東京観光タクシー認定ドライバーが主として乗車する車両
 - ウ 東京都地域通訳案内士が主として乗車する車両
 - エ 全国通訳案内士が主として乗車する車両
 - オ ホスピタリティタクシー乗務員が主として乗車する車両

第5条 補助金の交付の対象となる観光バス事業者（以下「補助対象観光バス事業者」という。）は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 東京都内において、観光周遊及び空港アクセス等の事業を営んでいること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む民間の観光バス事業者であって、事業の停止処分等を受けていないこと。
- (3) 以下の要件を全て満たす車両を用いて事業を営んでいること。
 - ア 観光周遊及び空港アクセス等の事業用自動車であること。
 - イ 乗車定員11人以上であること。
 - ウ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める道路運送車両の検査等及び自動車の登録を受けて、自動車検査証の交付を受けた車両であること。
 - エ 排ガスPM排出基準値0.18g/KWh以下であること。
 - オ 補助対象観光バス事業者が現に使用していること。ただし、発注しているバス車両を含む。（リース車両については、使用者は申請可能だが、貸与者は申請できないものとする。）

(補助対象事業等)

第6条 財団または財団より補助金の交付に係る一部又は全部の手続きの委託を受けた事業者（以下「事務局」という）は、補助事業者が取り組む車両に設置する表示機器の導入事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、タクシー車両及びバス車両における表示機器購入費用及び機器購入に伴う設置費用などとする。

なお、別表1の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に補助率2分の1を乗じて得た額とし、1営業所当たり150万円、車両1台当たり5万円を補助上限額とする。また、補助対象となる車両台数は、1営業所当たり30台を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助事業実施期間)

第8条 補助事業の実施期間は、交付決定の通知を受けた日から令和9年3月31日までの期間とし、この期間内に第19条に定める実績報告を完了させなければならない。

(委任等)

第9条 補助事業者は、第10条に定める事項に係る手続きについて、事前に財団から承諾を得た法人格のある事業者団体・協同組合に委任し、代行させることができる。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による交付申請書及び別記第2号様式による誓約書その他必要な書類を添えて、財団または事務局に提出しなければならない。

2 財団または事務局は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第11条 財団または事務局は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、交付すべきと認めたものについて補助金の交付を決定するものとし、別記第3号様式による交付決定通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。

2 財団または事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 財団または事務局は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を別記第3号様式の2による不交付決定通知書をもって、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、前条第1項の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を財団または事務局に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 財団または事務局は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業の内容等変更)

第14条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を財団または事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。なお、いかなる場合でも、事前連絡なく事業内容を変更した場合には、当該変更箇所に係る経費は補助対象外とする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

2 前項による申請があったときは、変更内容等を調査・審査した上、承認すべきと認めたものについて補助金の交付を決定するものとし、その旨を別記第6号様式による補助事業変更承認通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。その際、財団または事務局は、必要に応じて条件を付す、もしくは変更内容の修正を指示することができるものとする。

(補助事業の中止)

第15条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、別記第5号様式による補助事業中止承認申請書を財団または事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項による申請があったときは、調査・審査の上、中止すべきと認めたものについて補助事業の中止を決定するものとし、その旨を別記第7号様式による補助事業中止承認通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が第 8 条で定める期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第 8 号様式による補助事業遅延等報告書を財団または事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告に基づき財団または事務局から指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第 17 条 財団または事務局は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第 18 条 財団または事務局は、補助事業者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、別記第 9 号様式による補助事業実績報告書を財団または事務局に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 20 条 財団または事務局は、前条の規定による事業実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 10 号様式による交付額確定通知書をもって、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額（千円未満の端数は切捨て）又は交付決定した額の、いずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第 21 条 財団または事務局は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 第 19 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(補助金の請求及び支払)

第 22 条 補助事業者は、第 20 条の通知を受けたときは、速やかに別記第 11 号様式による請求書を財団または事務局に提出するものとする。

2 財団または事務局は、前項による請求書が提出されたときは、速やかに支払うものとする。

(重複受給の禁止)

第23条 東京都又は東京都の政策連携団体が実施する補助金等の補助対象経費と併用することはできない。国又は地方公共団体等が実施する補助金等と併用する場合は、当該補助金の補助対象経費から控除することとする。

(交付決定の取消し)

第24条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令等に違反したとき。
- (5) 第8条の規定による期間内に、第19条の規定による実績報告書の提出がなかったとき。
- (6) その他、法令違反が判明したなど、理事長が補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第20条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第25条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第26条 補助事業者は、第24条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第27条 補助事業者は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合、納付した

金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付した金額は、まず返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

- 2 補助事業者は、前条第2項の規定により延滞金の納付を命じられた場合、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産の管理及び処分)

第28条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ別記第12号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第13号様式による財産処分承認通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。その際、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を財団に納付させることができる。

- 4 前3項における、財産処分による財団への納付金の算出は、次によるものとする。

$$(1) \text{「財団への納付金 (E)」} = (A - B) \times D / C$$

A：当該財産を処分したことにより得た収入　ただし、当該財産を処分したことにより得た収入の算出が困難な場合は、当該財産を処分したことにより得た収入は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき減価償却した後の価格をもって、その収入に相当する額とみなすことができる。

B：補助事業の終了後に加えられた加工費等の費用

C：当該処分財産の補助対象経費

D：Cに対する当該補助金の確定額

- (2) 財団への納付金額は、当該補助金の確定額を限度とする。

- (3) 財団への納付金額の算出に当たり、小数点未満の端数金額が生じる場合は、当該端数金額を切り上げるものとする。

(補助金の経理等)

第29条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第30条 財団または事務局は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることができ

る。

- 2 財団または事務局は、補助事業の遂行中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第31条 財団は、補助事業者を公表することができる。

- 2 財団は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

(義務の承継)

第32条 補助事業者が、補助事業実施の成果を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は、承継後の会社等に適用があるものとし、補助事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

(東京都との情報共有)

第33条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、この要綱に定める一切の書類（別記第1号様式から別記第13号様式まで及びその添付書類）について、東京都と情報を共有することとする。

(非常災害の場合の措置)

第34条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、財団が指示するところによる。

(その他)

第35条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する

(補助対象外経費)

別表 1

補助 対象 外 経 費	・ 補助事業に関係のない経費 ・ 間接経費（補助金交付申請等の手続に係る申請書作成代行費、各種証明書取得経費、消費税その他の租税公課、送料、交通・宿泊費、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等） ・ 設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る経費 ・ 施設の運営に係る経費 ・ 直接人件費（雇用する社員への支払い経費等） ・ 施設整備費（不動産取得費、建物等管理費、建築・土木委託費等） ・ 中古品の購入経費 ・ リース・レンタルによる設置機器に係る経費 ・ 一定期間使用を継続できない消耗品等の購入経費 ・ 交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 ・ 契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費 ・ 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、領収書等の帳票類が不備の経費 ・ 交付申請書に記載のものと異なる工事又は設備等の購入に係る経費 ・ 通常業務・取引と混合して支払いが行われており、補助対象経費の支払いが区分できない経費 ・ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費 ・ 補助事業に係るものとして、明確に区分できない経費 ・ 他社発行の手形や小切手により支払いが行われている経費 ・ ポイントにより支払いが行われている経費 ・ 親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）、顧問契約の相手方等との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く。） ・ 汎用性があり、目的外使用になり得る経費 ・ 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費 ・ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費 ・ 東京都又は東京都の政策連携団体が実施する補助金等の対象経費 ・ 補助事業完了後に、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産の一定期間継続使用が見込めないものに係る経費 ・ その他、理事長が適切ではないと判断する経費
-------------------------	--